

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 6 月 4 日（水）

杉 並 区 議 会

目 次

本会議中の発言等について	3
再開後の本会議について	1 1

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年6月4日（水）				午前11時31分～午後0時01分			
場 所	第3・4委員会室							
出席理事 （8名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき		
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳		
	理 事	中 村	康 弘	理 事	奥 山	たえこ		
	理 事	田 中	朝 子	理 事	安 斉	あきら		
欠 席 理 事	（なし）							
理事以外の 出席議員	議 長	木 梨	もりよし	副 議 長	川原口	宏 之		
出席理事者	（なし）							
事務局職員	事 務 局 長	秋 吉	誠 吾	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘		
	庶 務 係 長	田 口	昌 実	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男		
	担 当 書 記	橘 川	敦 江					

(午前 11 時 31 分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《本会議中の発言等について》

脇坂理事 本日の本会議中の発言等についてです。

先ほどの田中ゆうたろう議員の一般質問において、懲罰特別委員会で調査中の件に関する発言がありました。これについて、まずは自治法上の除斥の規定について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 地方自治法第117条では、一身上に関する事件または直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができないと規定しておりますが、この事件には一般質問は含まれないと解されています。そのため、一般質問中の発言につきましては、すぐに法第117条により制限されるべきと判断されるものではないと考えられます。

以上でございます。

脇坂理事 ただいまの事務局からの説明も参考に、本会議の再開に向けて協議をしていきたいというふうに思います。

では、まず発言のある理事の方、お願いいたします。

矢口理事 今、事務局長のほうから、自治法117条で一般質問は含まれないというふうなお話がありました。まず、そもそも一般質問自体は事前に議長に通告し、議長が許可をして議場で発言しているというふうな形になっているかと思いますが、議長のほうでは、今回の田中ゆうたろう議員の一般質問の通告を受け、要旨であったり、内容というのは把握されて、それを受けて許可をしているということでしょうか。

木梨議長 私自身は議長になりたてで、大変不勉強で申し訳ないんですけども、正直申し上げれば、そこまで、矢口委員がおっしゃったようなことは精査しておりません。一応、そういうことでございます。

矢口理事 なりたてというところで精査をしてないということでしたけれども、懲罰委員会も前定例会からある程度開かれていると。その中で、田中ゆうたろう議員が一般質問されるということで事前に質問通告もしているわけですから、これは議長を含め、事務局のほうもある程度想定はしていなかったのでしょうか。もちろん質問要旨が出ているわけですから、こういう質問がありますよと理事者のほうにも行っているわけですよ。事前にその場で行き当たりばったりの質問しているわけじゃないんですから。なのに、今回のような、議場が騒然とするような事態が発生してしまっているということに関しては、事前の調査だったり、準備が不足していたのではないかなというふうにも見える

んですけれども、いかがでしょうか。

事務局次長 今、議長から御発言ありましたけれども、事前に総務部長が議長のほうにお見えになりまして、今回、こういう形で答弁を検討しているというふうな説明はございました。

矢口理事 ということは、ある程度事前に想定した上で、答弁も含めて一般質問の通常形でやり取りを考えていたということですよ。もちろん議長も許可をしていると。にもかかわらず、議場の中で先ほど117条だというふうな話であったりとか、いろんな不規則発言が出ていましたが、ということは、ある意味、それは不規則発言自体が問題であって、田中ゆうたろう議員の内容を細かく一言一句、私ももう1回確認しないと問題があったかどうかは分かりませんが、それを不規則発言で制することのほうが問題であったのではないかなというふうに思います。議会における議員の発言は原則として制約を受けることなく、自由になし得る発言自由の原則というものがありますし、憲法21条で議員の発言権というのは保障されているというふうに書いてありますから、その権利を侵害することになるんじゃないでしょうか。

木梨議長 私自身、今回休憩を取ったことについては、理事会の理事の皆さんが持ち回りか何か、寄り寄り相談されて、それで休憩を取ってくれということで休憩にただけで、私のほうから主導的に休憩をしたということではありません。ただ、理事会の皆さんの、そういうシグナルが送られてきたので、私はそれを尊重したということでございます。

山田理事 事務局に確認したいんですけれども、この117条に抵触するかしらないかというところについては、例えば過去のほかの自治体の事例とかも全部踏まえた上で、その判断はなされたんでしょうか。その点を確認したいと思います。

事務局次長 そこまでの確認はできてございません。この法解釈をすると、事件というのは一般質問が含まれないというふうな一般的な考えに基づいて見解を述べさせていただいたものでございます。

山田理事 一般的な見解というところなんですけれども、例えば懲罰事案について、懲罰事犯者が一般質問において質疑をする場合は、多分に自分自身の正当性を主張したり、これは誤りであったのではないかみたいな話も当然あり得ると思うんです。そうすると、一般質問という事象だけが事件とか議事に参与できないところというよりは、今後行われるような議事とか事件に関わるようなことをそういう場で発言するということ自体、それは問題ないのか、どのように考えられるのかというところで、私はほかの判例があるのかどうか、もう少し精査をする必要があるのかなと思うんです。そういったことも精査をした上で問題なしというふうに言ってくれるんだったら、それも分かるんですけ

れども、それはまだされてないということでしょうか。確認します。

事務局次長 これはあくまでも除斥の規定ですので、除斥の考えについては、今までのいろんな判例がありますけれども、懲罰とこの117条のことの判例がどうかというのは、そこまでは調べていませんので、今調べてはいますけれども、恐らくあんまりないんじゃないかなと。あくまでこれは除斥の規定でございますので。

山田理事 分かりました。それは調べていただきたいんですけれども、今回、弁明で述べたような内容が一般質問に繰り返されているというところだったと思うんです。この弁明というのは、そもそもこれまで田中議員が弁明をする際は、懲罰特別委員会も含めて議決を経て弁明するという対応をしてきたと思うんですけれども、今回、一般質問において、そういうことも含めてできる、問題ないという話になってしまったら、懲罰特別委員会を設置していたり、そこで議決を採ったりするという、そのもののプロセス自体が成り立たなくなっていくのではないかというふうに感じているんです。その点についても少し精査をする必要があるのかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

事務局次長 117条と別にして、一身上の弁明をされているとなると、そこはまた違う。一身上の弁明というのはきちんと、本会議であれば議決を得て、特別委員会であれば採決を得て弁明の機会が設けられますので、一身上の弁明なのかどうかというのはまた判断があり、もしそういうことであれば本来は認められないものだ。もし一身上の弁明に当たるようなものであれば違うのかなというふうに考えています。

安斉理事 今、弁明の話が出たのでちょっと話をさせてもらいますけれども、どこからどこまでが弁明だというのは、これ、誰が決めるんですかね。それが確定しないと、弁明なのかどうか分かって分からなくて、ここにいるメンバーだけで決めていいのか。それが合理的に法律的に要件を満たすのかという話、私はあると思うんです。これ、安易に決めちゃうと、さっき矢口理事のほうから話があったとおり、一般質問をする権利があって、権利を封殺する話になっちゃうので、そこは慎重にやらないと簡単な話じゃないというふうに私は思います。

先ほど来、ちょっとお話を聞いていると、議長は事務局の助言があって、私はそこまで考えてなかったという話なんだけれども、ただ、ここにいる人には釈迦に説法になっちゃうけれども、最後は議事整理は議長にあるわけで、登壇も議長が認めているわけですよ。前日だと思いますけれども、質問の内容も分かっている、理事者側のほうも、どうやら私が聞いている話では、質問の回答も書いているという話ですから、多分、理事者側と議会事務局側のほうも、さっきのお話なので、議長がそこまで理解したかどうか分かりませんが、これは一定程度、弁明じゃなくて一般質問でされても構わな

いというのが暗黙の了解なのか、どういう了解を握っているか分からないけれども、されていると思うんですよ。答弁原稿が来ているからこそ、田中ゆうたろうさんに対する答弁の時間というのもある程度見て、事務局が最終的にそれぞれの議員の発言と答弁を組んで1日の日程を組んでいるわけですからね。だから、そういう許可をしているものに対して、これはおかしいんだとか何とか言うというのは、じゃ、誰がそれを判断するのかなというふうに私は思いますよ。安易にそれをやっちゃったときに大変な話になっちゃうので。要するに、これ、イデオロギーの問題とか内容とかじゃなくて、一議員の方の発言を制限するということにつながるので、そこはちょっと慎重にやっていただかないといけないと私は思います。

私の考えを最後まで述べちゃいますけれども、今日は田中ゆうたろうさんに普通どおりに全部やってもらって、後からやったほうがいいと思いますよ。私どもは、何か制限をするという話をするのであれば納得できないので、それは最終的には議長の判断になると思いますけれども、議長の判断に基づいてやっていただければと思います。私どもは今言ったように、再開して普通に再質問もやっていただくことがいいので、それを何か制限すると議長が言うのであれば、それには一切賛同しません。今後、もし訴訟になったときに全会一致だなんて言うのが困りますので、これ、明確に議事録に残してもらって、うちは一切賛同しませんから、あとは議長の判断でやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

脇坂理事 ほかに何か発言ありますか。

田中（朝）理事 今、安斉理事がおっしゃったことは一理あると思います。やはり議員が発言するということは、ほかの人がいいとか駄目とかというのを言っているとよくないというのはそうだと思うんですが、逆の意味で、今、前例を調べ始めましたというのをおっしゃいましたけれども、こういったことがいいのか駄目なのかというところもちゃんとやらないと、どちらから見ても、しっかりやらないと駄目だと思います。だから、これ、このままでいいんじゃないと簡単に言うのもよくないし、それから、これは駄目なんじゃないかと簡単に言うのも私はよくないと思う。あまりないことだと思いますので、これが前例になることも大いに考えられるので、それを前例にしていいいのかどうか。それから、もちろん事務局や答弁を作った部局の対応も、やっぱりこれは、理事者がやったから全部正しいということはないわけですよ。だから、そこもちゃんと精査しないと私はよくないと思います。簡単に決めることではないということです。

ひわき理事 私からも発言させていただきますけれども、先ほど安斉理事から御指摘あり

ましたけれども、しっかり確認をしなければいけないというのはそのとおりだと思うんですが、今、本日の田中ゆうたろう議員の一般質問の内容について、こうして問題ではないのかという話は、そもそも何でもかんでも発言を制限しようという話ではなくて、懲罰動議で付されている事案であって、それを、事犯者、当事者でいらっしゃるので、基本的には懲罰委員会の場合でも御本人に関わることだから除斥をされているという前提のその内容について、現在、そもそも委員会の中でも制限が加えられているものが、制限の外で一般質問の場で発言されたということの問題点をやはりちょっと確認しなければいけないんじゃないかという前提に立った議論である、今、そういう場だというふうに私は理解しております。

何で除斥になるのか、何でそこに制限が加わるかという、御本人、当事者の話だから除斥をされているという理由がしっかりあるわけで、その点はしっかり考慮して議会運営そのものを考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに私は思うわけです。

さらに、今、事務局、あるいは理事者との事前のやり取りで質問内容を確認しているんじゃないかという御指摘もあったと思いますが、恐らく質問要旨の確認などはあったかもしれませんが、質問でない部分の発言の中身まで事務局や理事者のほうで確認して、議長も確認をして許可しているということではないんだと思うんです。なので、そこも私は確認が必要なのかなというふうに思っています。

いずれにしても、田中理事がおっしゃったように、やはりどういうふうな扱いをするかというのをきちんと確認して進めていかなければ、これが前例になってしまうということもありますし、これが前例になれば、例えば懲罰委員会で審議されているようなことが、どこの議会でも一般質問とかで取り上げられてしまって、要は勝手に弁明するような議員がいろんところで前例として現れかねないので、そういった点も考慮すると、どういう扱いをするかというのはしっかり確認をしなければいけないなというふうに思います。

山田理事 懲罰特別委員会の正副委員長はどんな意見を持っているのか、お聞きしたいと思います。事務局は聞いてないんですかね。

事務局次長 一身上の弁明に当たるものはおかしいだろうというふうな見解だと思います。

脇坂理事 ほかにいかがでしょうか。

安斉理事 これ、多分ずっと平行線だと思いますよ。議会運営だから、最後、議長が議事整理権で決めてやっていただければいいんじゃないですか。これ、ずっとこのままいきますよ。今日、一般質問を予定されている方もいるし、議会止めちゃうというのもよく

ないです。私は、先ほど理事の方の御意見聞いてという話をしていましたけれども、それも重要なんだけど、議会の長ですから。議事整理権を持っているのは議長しかいないので、議長が最後決めていただくしかないと思います。延々とやるわけにいけないので、議長決めてください。

脇坂理事 では、議長、一言お願いします。

木梨議長 今、安斉理事がおっしゃったような方向で。就任の挨拶でも申し述べさせていたしましたが、私自身はいろんな案件は公平公正に扱いたいなど。本来、議会の運営に関わること、こういういろんなことについては議会運営委員会で議論をしていただいて、そのことを踏まえて、私自身はそれを尊重しながら議事運営を図っていくと。私自身が独断専行でやるわけにいきませんので、本来は議会運営委員会で方向性を出してもらって、その方向に従って、私もそれを尊重しながら議会運営に公平公正に努めていくということだと思うんです。全てが任されているというわけじゃないと思いますので、やっぱりそれぞれのお立場でお考えを整理してやっていただければ私自身はありがたいなと思います。

安斉理事 私が言っているのは、先ほどの冒頭の話聞いたときに、議長は、私はそこまで深く考えていなかったという話なんですけれども、ずっと話を戻っていくと、矢口理事のほうからいろいろ話があって、登壇の許可をしたわけですね。前日か前々日ぐらいかな。祝詞が来て、今お話ししたのは、議決に関わらないので一般質問は認められるというのが事務局で、ですから除斥の対象にもならないし、懲罰特別委員会とは関係ない話なんだと。全く関係ないかはちょっと分からないけれども、ただ、そこには触れないから、そのまま質問要旨をもらって、理事者側とも調整してという話ですよ。最終的には、それは事務方は事務方で事務方の仕事をしたと思います。ただ、最後の決定、登壇させるか、させないかというのは議長の判断なわけじゃないですか。それを事務方に押しつけられても駄目で、あくまでもそれは議長、委員会であれば委員長の判断なので、やっていただくと。

今、そうは言っても、公平公正というのは、私も委員会の委員長をやったことがありますので分かりますよ。だから、それはいいんですけれども、ただ、今日の日程もあるわけで、私が聞いていると、皆さん慎重にと。私も慎重にと言ったけれども、じゃ、誰が最終的にそれを判断するのかというと、判断基準もないし、今これから調べると言ったら、懲罰の事例が、今、自治体がざっくりと多分1,500ぐらいあるのかな。その中で、全部が懲罰をやっているわけじゃなくて、こういう懲罰をやっている件名が少ない中で一般質問された方というのも例がないかもしれないし、多分相当時間かかるわけで

すよ。

そうなっちゃうと、じゃ、議会止めて、それが分かるまで休会にするかとかになってしまうので、その判断は申し訳ないですけども、最後は議長に負っていただかないと、我々が言ったからという話も私はちょっと違うのかなという話で。だから、議会運営委員会の決定に従うというのは、それはいいんですけども、有事の際に最終的に決めていただくのは私は議長だと思いますよ。だって、そういう権限を持っているわけで、それやってくれないと先進めないわけだから。もし、じゃ、仮に議長がそういうふうに言うのであれば、今日は議会をもうこれで休会にしてもらって、分かる話で先に進めないに進まないんじゃないですか。田中ゆうたろうさんの話を何か宙ぶらりんにしていくのはよくないと思うので、それが明らかになるまでは再開しないほうがいいんじゃないですか。私はそう思いますよ。だから、こっちにボールを求められても、それは私は違いますよという話をしているので、議長が、いや、こっちにボールを投げたままにしたいんだというのであれば多分平行線だから時間の無駄なので、前例とか調べてもらわなきゃいけないから、議長が決めていただけないんだったら、今日は議会はこれで終了ということしかないんじゃないのかなと思います。

木梨議長 今、安斉理事のおっしゃる方向が全理事の中で確認されれば私はいいけれども、安斉理事の今の御主張は主張で、私もよく理解できる場所もあります。ただ、ほかの理事さん方がどう思っているのか。これは議会運営委員会の理事会で、私が招集しているわけじゃありません。ですので、これは議会運営委員会の委員長の仕切りの下にやっていただいて、取りあえず議会が今休憩していますので、ということで、今、安斉さんの御提案のように議長に任せるといふのであれば、私はそのような方向で。ただ、これ、せつかくこの事案で開かれているわけですから、委員会の決定なしには私自身は何とも申し上げられない。

以上です。

脇坂理事 今は本会議の再開に向けてということで協議をしておりますので、改めて今の安斉理事の提案も受けまして、再開に向けての考え方があるようでしたらお願いをしたいと思います。

山田理事 確かに平行線になってしまうので一定議長にお任せするしかない部分があるのかなというふうに思いつつ、まず正副委員長からの話としては、一身上の弁明になるべきではないというような話もあったので、再開した場合、それについて求めていただきたいなというところと、事務局としても、時間がかかるにしろ、117条に該当するかどうかも含めて、他の自治体の事例も精査してもらえということで、その精査結果がど

う出るかも分からないので、その精査によっては、例えば議事録をどうするかみたいなことについても一言言及していただきたいなというところです。

それで、一定、もう再開しなければいけないタイミングに来ていて精査にも時間かかるというところですので、これについては、議事の再開に向けて議長に一任したいというふうには考えています。

以上です。

奥山理事 ちょっと事務局にお尋ねしたいんですけども、会議規則の中にたしか発言を止めるとか、そういった規定があったと思います。それから、それに従わないときには議場から退席を命じるというふうな規定もあったと思います。ただし、それは非常にハードルが高いといえますか、そんな頻繁に使うようなものではなかったと思いますが、ちょっとその御説明をお願いできますか。つまり場合によっては、再開した後にそういうことになるのかもしれないけれども、もしくはそんなことができるのか、できないのかということをちょっと確認したいと思います。

事務局次長 地方自治法129条に、「議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。」というふうな規定がございます。

奥山理事 今の説明の中に「秩序を乱す」というような項目もありましたけれども、それを議長が瞬時に判断して発言を止めたりとか、議場から出るように命じるというようなことはちょっとなかなか難しいのかなと、私は聞いて思いました。

それから、再開するかどうかについては、とにかく早く再開しないと発言者も待っているし、何よりも傍聴者もいますので、そこは早めに決めていただきたい。私は早く再開したほうがいいという考えです。

以上です。

中村理事 私も再開に向けて早めにスタートするということに賛成です。今回問題になっている一身上の弁明か否か、一般質問なのかどうかというところの判断、また、今回の117条に抵触するのか否かというところは今すぐ出ませんから、取りあえず今再開をして、発言の内容を精査した上で、公式な議会の記録として、じゃ、どう扱うのかというところは、また追ってしっかり精査して行くと。そのことを議長のほうから本会議再開のときにしっかりと明確にしていきたいなと思います。

安斉理事 そこで問題になるのが、田中ゆうたろうさんが多分再質問するでしょう。分からないけれども、権利はあるから。したときに、御本人が、これは弁明じゃないんだと

言ってやる可能性は往々に考えられるわけですよ。

ちょっと私が思うのは、議長がそのときに何か注文をつけてしまったときに、私は制約をつけて質問をさせられたんだというふうに、私が彼だったら多分言うと思います。だから、そこも含めて対応を考えないと、杉並区議会の議長は言論封鎖をするんだみたいな話をされても、これ、はっきり言うと、議会の品位にかかる話になってきちゃうので、そこは私は議長じゃないのでうまい表現がないんだけど、うまくやらないと不当な議会をやっているというふうに喧伝されかねないこともあるので、妙案がないんですけれども、そこは慎重な対応をしていただかないと、今、SNSとか、皆さんやられる時代なので注意していただいたほうがよろしいのかな。その上で、理事会の我々の発言も踏まえて、議長としての最後の判断をしていただくしかないのかなというふうに思います。そのことは再開するにしても、その辺、最後は議長のお考えもあるんでしょうけれども、ちょっと注意されたほうがいいのかというふうに私は思います。

脇坂理事 それでは、まず改めて、再開に向けては、時間はもう一度確認いたしますけれども、本日中に再開をしていきたいというふうに思いますし、先ほどの発言の内容が一身上の弁明に当たるのかどうなのかということについては、中村理事からも話があったように、後日の精査という形、併せて117条に抵触するのかなのかも含めてということで、事務局のほうでも調査をお願いしたいと思います。

また、こういった形で長時間、暫時休憩が挟まってしまいましたので、再開冒頭、議長のほうから一言挨拶があるかと思いますけれども、その内容については、今、様々出た理事の意見、完全に集約されたものではないというふうに認識をしておりますので、こうした意見を踏まえた上で御発言をいただいて再開するという形でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、そのようにいたします。

《再開後の本会議について》

脇坂理事 それでは、再開後の本会議について、事務局から改めて説明をお願いします。

事務局次長 それでは、この理事会閉会后、本会議を再開。冒頭、議長から一言、御発言いただきます。その後、田中ゆうたろう議員の一般質問に対する答弁を行います。

以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件についてはよろしくお願いします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 0時01分 閉会)